

厚生労働省発表
平成19年3月30日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部			
障害者雇用対策課			
課長	土屋	喜久	
主任障害者雇用専門官	白兼	俊貴	
障害者雇用専門官	澤口	浩司	
電話	5253-1111(内)5857, 5784		
	3502-6775(直通)		

障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく、 国及び都道府県の機関に対する適正実施勧告の発出について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.1%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.0%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができるとしている（法第39条第2項）。

国及び都道府県の機関のうち下記の機関については、障害者採用計画を作成したにもかかわらず、当該計画を適正に実施していなかったことから、法第39条第2項の規定に基づき、当該計画終了後に新たに作成、実施している計画について、適正実施勧告を行った。

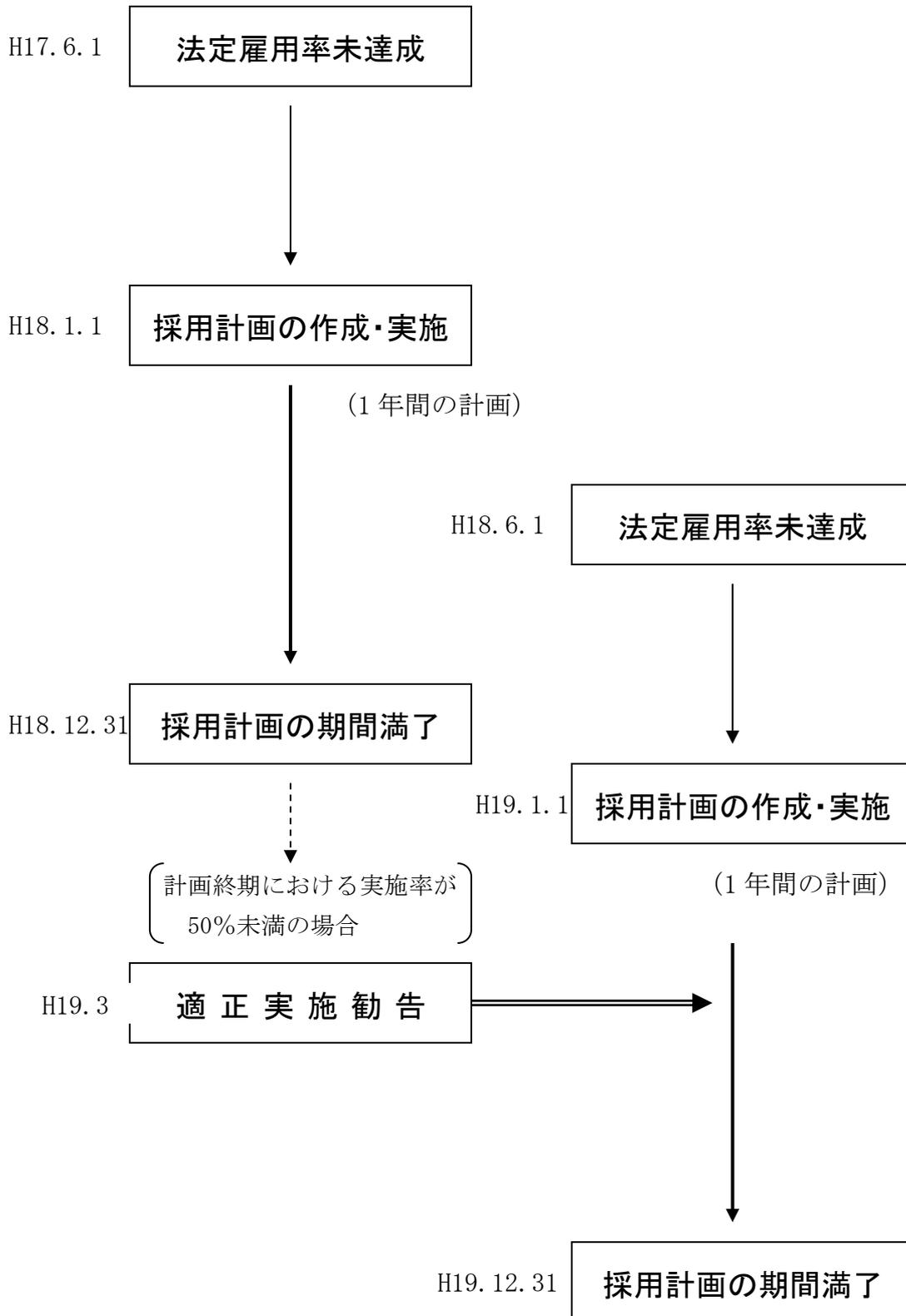
なお、障害者採用計画を適正に実施していない市町村の機関等については、都道府県労働局長が適正実施勧告を行うこととしている。

記

- 1 国の機関
該当なし
- 2 都道府県の機関（4機関）
東京消防庁
警視庁
三重県病院事業庁
長崎県離島医療圏組合（注）

（注）同組合は、地方公共団体の組合であって、県が加入している特別地方公共団体であるため、本省による指導の対象となっているもの。

官公庁に対する雇用率達成指導の流れ図



適正実施勧告を発出した機関の状況

都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

機関名	採用計画終期(18.12.31)の雇用状況				採用計画の実施状況				
	算定基礎 職員数	障害 者数	雇用率	不足数	採用予定		採用状況		実施率
					① 職員数	② うち 障害者数	③ 職員数	④ うち 障害者数	
東京消防庁	424	3	0.71%	5	6	6	12	0	0.0%
警視庁	3,021	34	1.13%	29	94	43	100	8	17.5%
三重県病院事業 庁	468	7	1.50%	2	100	2	94	0	0.0%
長崎県離島医療 圏組合	635	7	1.10%	6	56	6	56	2	33.3%

注) 実施率 = $\frac{\text{④}/\text{③}}{\text{②}/\text{①}}$

(参考1) 国及び都道府県の機関に対する、これまでの適正実施勧告発出状況

○ 平成 16 年

(1) 国の機関(2機関)

金融庁

公正取引委員会

(2) 都道府県の機関(1機関)

警視庁

○ 平成 17 年

(1) 国の機関(1機関)

金融庁

(2) 都道府県の機関(4機関)

群馬県病院局

警視庁

静岡県がんセンター局

高知県警察本部

○ 平成 18 年

(1) 国の機関

該当なし

(2) 都道府県の機関(3機関)

岩手県医療局

警視庁

高知県警察本部

(3) 都道府県教育委員会(4機関)

青森県教育委員会

山形県教育委員会

千葉県教育委員会

沖縄県教育委員会

※ 都道府県教育委員会は、現在、平成 18 年1月1日から平成 20 年 12 月 31 日を計画期間とする障害者採用計画を実施中であり、適正実施勧告の発出は平成 19 年 10 月となる。

(参考2) 国、地方公共団体の機関における障害者の在職状況(平成18年6月1日現在)

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	303,632 人	6,585.0 人	2.17 %	38 / 39	97.4 %
行政機関	276,619 人	5,977.0 人	2.16 %	29 / 30	96.7 %
立法機関	3,337 人	74.0 人	2.22 %	5 / 5	100.0 %
司法機関	23,676 人	534.0 人	2.26 %	4 / 4	100.0 %

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	345,142 人	8,176.0 人	2.37 %	148 / 163	90.8 %
都道府県知事部局	286,083 人	6,809.0 人	2.38 %	46 / 47	97.9 %
その他の都道府県機関	59,059 人	1,367.0 人	2.31 %	102 / 116	87.9 %

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	985,625 人	21,953.0 人	2.23 %	2,037 / 2,624	77.6 %

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	658,741 人	9,648.0 人	1.46 %	77 / 152	50.7 %
都道府県教育委員会	566,655 人	7,995.0 人	1.41 %	2 / 47	4.3 %
市町村教育委員会	92,086 人	1,653.0 人	1.80 %	75 / 105	71.4 %

- 注 1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(参考3) 関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

(雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

(第 2 項 略)

(採用状況の通報等)

第三十九条 (第 1 項 略)

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)

(法第三十八条第一項 の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。